

監査公表第5号

平成21年度定期監査(公の施設の指定管理者監査)指摘事項について、市長並びに教育委員長から措置を講じた旨通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年2月24日

敦賀市監査委員	安久彰
同	橋本幸雄
同	木下章

記

- 1 措置状況 別紙のとおり

公の施設の指定管理者監査指摘事項に係る措置状況

産業経済部

指摘事項	措置状況
<p>(1) きらめきみなと館について 指定管理者 株式会社 ジャクエツクリンテック 主 管 課 産業経済部商工政策課 基本協定書第12条(自主事業) 自主事業 出会いの広場、魚介類の販売 を中止しているが、同条第2項で定める 「あらかじめ書類により敦賀市の承認を えなければならない」の規定に反し届出さ れていない。今後は、事業計画変更届出書 の提出をされたい。</p> <p>民間活力を期待して選定された趣旨を 十分認識し、収支決算が黒字になるよう に、経営手腕を発揮した運営に努められ たい。</p> <p>消費税は、ジャクエツクリンテック全体 で申告しているが、きらめきみなと館の課 税売上げについては消費税を算出し、消費 税を収支の中に入れるべきである。また、 本社の決算期とは別に、4月～3月の指定 管理者分として区分経理を明確にするよ うに改善すべきである。</p> <p>清掃作業などグループ会社に委託する 場合、請負単価などについては客観性、 透明性の確保に努められたい。</p> <p>人件費について、月により変動幅が大 きく計画的な運用に努められたい。</p>	<p>(1) きらめきみなと館について 指定管理者 株式会社 ジャクエツクリンテック 主 管 課 産業経済部商工政策課</p> <p>自主事業の計画に変更がある場合は、事前 に事業計画変更届を提出するよう指導した。</p> <p>収支決算が黒字となる自主事業を計画的 に行うよう指導した。</p> <p>課税売上については、指定管理者分の消費 税を算出し、経理を行うよう指導した。 また、指定管理者分として独立した区分経 理となるように会計書類を整理するよう指 導した。</p> <p>指定管理者が当該施設の指定管理者とな る前に請け負っていた業務委託の費用等も 含めて、他社の金額と比較し、最低の価格と なるよう指導した。</p> <p>繁忙期、閑散期の分析を進め、適切な人員 配置となるよう指導した。</p>

<p>イベントホールの使用について、繁忙期に特定の団体に複数回使用許可を与えているが市全体の施設として使用許可に配慮すべきである。また、減免について、会場利用料金以外の冷暖房などの加算金については他の施設との共通性を図るよう努められたい。</p> <p>業務仕様書で定める施設の備品が、敦賀市財務規則で定める備品台帳の分類に不整備が見られることから早急に改善されたい。</p>	<p>複数回利用については、他の利用者を著しく制限することのないよう配慮して利用させるよう指導した。</p> <p>また、加算金の減免については、他の市内公共施設と整合を図った。</p> <p>敦賀市財務規則で定める分類に整備するよう指導した。</p>
<p>(2) 敦賀市公設地方卸売市場について 指定管理者 有限会社 宏和産業 主 管 課 産業経済部農務課</p> <p>基本協定書第12条（自主事業） 自主事業 マーケティング調査を中止しているが、同条第2項で定める「あらかじめ書類により敦賀市の承認をえなければならない」の規定に反し届出されていない。今後は、事業計画変更届出書の提出をされたい。</p> <p>民間活力を期待して選定された趣旨を十分認識し、収支決算が黒字になるように、経営手腕を発揮した運営に努められたい。</p>	<p>(2) 敦賀市公設地方卸売市場について 指定管理者 有限会社 宏和産業 主 管 課 産業経済部農務課</p> <p>今後内容を変更する際には、基本協定書の規定に基づき事業計画変更届出書を事前に提出するよう指導した。</p> <p>収支決算が黒字となる自主事業を計画的に行うよう指導した。</p>

<p>除雪作業など関連会社に委託する場合、請負単価などについては客観性、透明性の確保に努められたい。</p> <p>業務仕様書で定める施設の備品が、敦賀市財務規則で定める備品台帳の分類に不整備が見られることから早急に改善されたい。</p>	<p>公設市場敷地内の除雪については、敦賀市が区分けした地区の除雪委託業者と、敦賀市が決める除雪単価で、除雪委託契約を締結するよう指導した。</p> <p>修繕については、実績があり、公設市場の施設を熟知している複数の専門業者に見積書を提出させ、見積価格などを総合的に判断し発注するよう指導した。</p> <p>また、修繕を行う時には、事前に農務課と打合せを行っている。</p> <p>敦賀市財務規則に基づいた備品台帳の様式及び分類により整備を行うよう指導した。</p>
---	---

公の施設の指定管理者監査指摘事項に係る措置状況

教育委員会

指摘事項	措置状況
<p>(1) 敦賀市武道館について 指定管理者 社団法人 敦賀市シルバー人材センター 主 管 課 教育委員会スポーツ振興課</p> <p>①基本協定書第11条(自主事業) 自主事業 柔道初心者教室、剣道初心者教室を中止しているが、同条第2項で定める「あらかじめ書類により敦賀市の承認をえなければならない」の規定に反し届出されていない。今後は、事業計画変更届出書の提出をされたい。</p> <p>②消費税は、敦賀市シルバー人材センター全体で申告しているが、武道館の課税売上げについては消費税を算出すべきである。また、シルバー人材センター自体の事務手数料を計算していない。今後、消費税と事務手数料を収支の中に入れた武道館収支計算書を作成すべきである。</p> <p>③事業費のうち報償費は、利用団体の行う武道指導に対するもので、今後、指定管理業務内容を関係機関と協議のうえ再検討されたい。</p>	<p>敦賀市武道館について 指定管理者 社団法人 敦賀市シルバー人材センター 主 管 課 教育委員会スポーツ振興課</p> <p>平成21年度事業計画変更届書が提出されました。</p> <p>基本協定書第9条に基づいて平成21年度から独立した区分経理を行うよう指導し作成いたします。</p> <p>指定管理導入に伴い、従来からの市の教室を含め委託していたもので、監査の指摘に伴い見直した結果、平成22年度からは、指定管理からはずしました。</p>